

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七例（以下「改正後の条例」という。）別表第七例 四の部（一）の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十五年六月三十日までは、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで （現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は指定作業場（この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第七例（以下「改正後の条例」という。）別表第七例 四の部（一）の項の表に規定する水道水源水域に汚水を排出する新設の工場を除く。）に係る公共用水域に排出される汚水の規制基準は、平成二十二年六月三十日までは、改正後の条例別表第七 四の部（一）の項の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の下欄に掲げる許容限度とする。</p> <p>3 から5まで （略）</p>

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素とし、一リットルにつきミリグラム）	化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一〇
ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一五
ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	うわ葉製造業（ほうろううわ葉を製造するものであり、かつ、海域	

附則別表

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物（単位 ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	（略）	（略）
ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素とし、一リットルにつきミリグラム）	非鉄金属製錬・精製業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するもの限り、貴金属製造・再生業を除く。）	一一
ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	ほうろう鉄器製造業（一日当たり	一五
ほう素とし、一リットルにつきミリグラム）	化学肥料製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	一〇

<p>以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>
			<p>五〇</p>

<p>の平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、ほうろううわ薬を製造するもので海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭</p>
--	---	--	--

<p>旅館業（温泉を利用するものであつて、一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現にゆう出していた温泉を利用するものに限る。）</p>
--

備考  
（現行のとおり）

<p>和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業には属しないもので、かつ、温泉を利用するもので、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）</p>	<p>二五</p>
<p>ほうろろう鉄器製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>二五</p>
<p>うわ薬製造業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、ほうろろううわ薬を製造するものに限る。）</p>	<p>二五</p>
<p>電気めつき業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）</p>	<p>五〇</p>
<p>旅館業（一日当たりの平均的な排水量が五〇立方メートル未満であり、かつ、温泉を利用するもの及</p>	<p>五〇</p>

備考  
(略)

び改正政令の施行の際現にゆう出  
している温泉を利用する旅館業に  
属するものに限る。